

愛知大学大学院法務研究科と愛知大学法学部との法曹養成連携に関する協定の変更協定

愛知大学大学院法務研究科（以下「甲」という。）と愛知大学法学部（以下「乙」という。）は、令和3年3月4日付2文科高第1080号にて、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき認定を受けた法曹養成連携協定（以下「認定協定」という。）について、次のとおり、認定協定の内容を変更する協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（変更事項）

第1条 甲と乙は、認定協定を次のとおり変更し、別紙のとおり改める。

- 1 令和8年4月1日より、別紙1「1. 乙の連携コースの教育課程編成の方針」及び「2. 乙の連携コース教育課程」並びに別紙2における成績評価の基準を変更する。

（本協定の施行日並びに適用対象者）

第2条 本協定は令和8年4月1日から施行し、乙の令和7年度入学生から適用する。

（効力の発生）

第3条 本協定は、法第7条第1項の規定に基づく文部科学大臣の認定を受けたときに、効力が発生するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名又は電子署名のうえ、各1通を保有する。

令和7年12月11日

甲

学長（代理人）

愛知大学大学院法務研究科長

上田 純子

乙

学長（代理人）

愛知大学法学部長

小島 透

愛知大学大学院法務研究科と愛知大学法学部との法曹養成連携に関する協定

愛知大学大学院法務研究科（以下「甲」という。）と愛知大学法学部（以下「乙」という。）は、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を次の通り締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が協力して法曹を目指す学生を育成し、愛知大学の設立趣旨の一つである地域貢献の実現を目的とするものである。

（法曹養成連携協定の対象）法第6条第2項第1号関係

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 愛知大学大学院法務研究科法務専攻 愛知大学学則第6条及び愛知大学専門職大学院学則第2条に規定される愛知大学の専門職大学院
- 二 連携法曹基礎課程 愛知大学法学部法学科法科大学院連携コース（以下「本連携コース」という。）
愛知大学法学部授業科目履修規程第5条第2項に規定される愛知大学法学部法学科内の一コース

（連携コースの教育課程）法第6条第2項第2号、第3項第4号関係

第3条 乙は、本連携コースの教育課程を別紙1のとおり定める。

（連携コースの成績評価）法第6条第2項第3号関係

第4条 乙は、本連携コースの成績評価基準を別紙2のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（連携コースの早期卒業の要件等）法第6条第2項第2号第3号関係

第5条 乙は、本連携コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を別紙3のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

2 乙は、本連携コースの学生が前項に定める早期卒業の認定を受けることができるよう、法学部長が任ずる連携コース支援委員を置き、本連携コースに在籍する学生に対して履修指導及び面談を実施し、必要に応じて学修計画や学修支援体制の見直しを行う等、学修支援体制を構築するものとする。

（甲の乙に対する協力等）法第6条第2項第4号、第3項第4号関係

第6条 甲は、本連携コースにおいて、連携法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

- 一 連携法科大学院の学生の学修に配慮しつつ、本連携コースの学生に対し、連携法科大学院の開設科目を履修する機会を積極的に提供すること
 - 二 乙の求めに応じ、本連携コースにおいて開設される科目の一部の実施にあたり、連携法科大学院の教員を派遣すること
 - 三 乙における教育の改善・充実のため、共同して授業改善のための活動を行うこと
- 2 甲及び乙は、連携法科大学院における教育と本連携コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。
- 3 甲及び乙は、協議により、前項の連携協議会の運営に関する事項を定める。

(入学者選抜の方法) 法第6条第2項第5号、第3項第2号関係

第7条 甲は、本連携コースを修了して連携法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。

5年一貫型選抜 論文式試験を課さず、本連携コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜

2 前項の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は別紙4のとおりとする。

(協定の有効期間) 法第6条第2項第6号関係

第8条 協定の有効期間は、2021年4月1日から5年間とする。ただし、協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期間を更に3年間延長して更新することとし、以後も同様とする。

2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(協定に違反した場合の措置) 法第6条第2項第7号関係

第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当に期間を定めてその改善を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りではない。

(本協定が終了する場合の特則) 法第6条第2項第6・7号、第3項第3号関係

第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲又は乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲若しくは乙が本協定の廃止を通告した時点において現に本連携コースに在籍し、又は在籍する予定である学生が、本連携コースを修了するとき、終了するものとする。

(協定書に定めのない事項) 法第6条第2項第8号関係

第11条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項であって本協定の目的の実施に当たり調整が必要なものと及び本協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議し、決定する。

令和7年12月11日

甲

学長(代理人)

愛知大学大学院法務研究科長

上田 純子

乙

学長(代理人)

愛知大学法学部長

小島 透

<別紙 1 >

1. 乙の連携コースの教育課程編成の方針

乙は、連携法科大学院における教育と円滑に接続するよう体系的かつ段階的に開設するため、次のように本連携コースの教育課程を編成する。

本連携コースは、2年次からの選択コースであり、1年次に所定の成績（必修科目をいずれも単位修得した上で、38単位以上修得）を修めることができた者が選択できる。

本連携コースに在籍する学生は、1年次の学修により法学の基礎が得られたことを前提に、2年次から法科大学院との共同開講科目を全て履修しなければならない。共同開講科目は、法科大学院において1年次に配当され、必修とされる法律基本科目が全て設定される。これらの科目は、法学未修者用であるため、高度な内容でありながら法学の基礎を得た段階の2年次にはむしろ適合する科目群である。また、当然ながら授業は少人数のソクラテスメソッド方式で実施される。しかも、法科大学院進学後の学修と体系的かつ段階的に接続している。学生は、これらの科目を1年間ではなく2年間以上かけてじっくりと学修しつつ、かつ、並行して共同開講科目以外の法学専門科目も幅広く履修することにより、連携法科大学院の入学に求められる基礎的な学識及び能力を体系的かつ段階的に修得することが可能となる。

2. 乙の連携コースの教育課程

学年	学期	必修科目		選択必修科目		選択科目	
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1年	前期	民法総則 I	2	行政学 I ※3	2	法学入門	2
				入門演習 ※4	2	政治学入門	2
						憲法・基本的人権 I	2
						憲法・統治機構 I	2
						家族法（親族）	2
						海外法政セミナー入門	2
						日本政治論	2
						会計学入門	2
						流通論 ※9	2
						国際経営論	2
						マクロ経済学入門	2
						ミクロ経済学入門	2
						日本経済入門	2
						日本経済論 I	2
				グローバルスタディーズ入門	2		
				コミュニケーション論入門	2		
				異文化間コミュニケーション	2		

	後期	民法総則Ⅱ	2	行政学Ⅱ ※3	2	憲法・基本的人権Ⅱ	2
				基礎演習Ⅰ ※4	2	憲法・統治機構Ⅱ	2
						日本政治思想史	2
						近現代日本政治史	2
						マーケティング論	2
2年	前期	憲法 LSⅠ ※1	2	法哲学Ⅰ ※2	2	行政法総論Ⅰ	2
		民法 LSⅠ ※1	2	法制史Ⅰ ※2	2	国際法総論Ⅰ	2
		民法 LSⅡ ※1	2	法思想史 ※2	2	刑法総論Ⅰ	2
		民法 LSⅣ ※1	2	法社会学 ※2	2	物権法	2
		民法 LSⅥ ※1	2	比較法 ※2	2	債権法Ⅰ	2
		民法 LSⅦ ※1	2	英米法 ※2	2	契約法	2
		民法 LSⅧ ※1	2	フランス法 ※2	2	不法行為法	2
		刑法 LSⅠ ※1	2	ドイツ法 ※2	2	家族法(相続)	2
				ヨーロッパ法 ※2	2	企業取引法	2
				医事法 ※2	2	会社法Ⅰ	2
				科学技術と法 ※2	2	消費者法	2
				政治学Ⅰ ※3	2	国際政治学Ⅰ	2
				基礎演習Ⅱ ※4	2	ヨーロッパ政治思想史	2
				判例研究(憲法) ※4	2	地方自治論Ⅰ	2
				判例研究(民事法) ※4	2	法律学特殊講義	2
				判例研究(刑事法) ※4	2	政治学特殊講義	2
						企業論Ⅰ	2
						国際経済論	2
						日中ビジネス論	2
						金融論Ⅰ	2
						財政学Ⅰ	2
						公共経済学Ⅰ	2
						金融論Ⅱ	2
						国際金融論	2
						財政学Ⅱ	2
						公共経済学Ⅱ	2
						労働経済学	2
				日本経済論Ⅱ	2		
				Business Communication	2		

後期	憲法 LS II ※1	2	法哲学 II ※2	2	行政法総論 II	2
	民法 LS III ※1	2	法制史 II ※2	2	国際法総論 II	2
	民法 LS V ※1	2	政治学 II ※3	2	刑法総論 II	2
	刑法 LS II ※1	2	基礎演習 III ※4	2	債権法 II	2
	刑法 LS III ※1	2			会社法 II	2
	商法 LS I ※1	2			国際政治学 II	2
	商法 LS II ※1	2			現代政治理論	2
	民事訴訟法 LS I ※1	2			地方自治論 II	2
	民事訴訟法 LS II ※1	2			企業論 II	2
					財務諸表論	2
				日中関係論	2	
3年 前期			外国法政研究 I ※4	2	行政救済法	2
			模擬裁判 I ※4	2	行政法各論 (地方自治法)	2
			専門演習 I ※4、5	4	租税法 I	2
					国際法各論	2
					国際組織法	2
					刑法各論 I	2
					刑事訴訟法 I	2
					刑事政策 I	2
					民事訴訟法 I	2
					民事執行・保全法	2
					倒産法	2
					支払決済法	2
					金融商品取引法	2
					保険法	2
					国際私法	2
					国際取引法	2
					労働法 I	2
					社会保障法 I	2
					経済法	2
					知的所有権法	2
				欧米政治論 I	2	
				自治体職員論	2	
				地域政策概論	2	
				公共政策論 I	2	
				会計監査論 I	2	

後期			外国法政研究Ⅱ ※3	2	租税法Ⅱ	2
			模擬裁判Ⅱ ※3	2	刑法各論Ⅱ	2
					刑事訴訟法Ⅱ	2
					刑事政策Ⅱ	2
					民事訴訟法Ⅱ	2
					労働法Ⅱ	2
					社会保障法Ⅱ	2
					欧米政治論Ⅱ	2
					公共政策論Ⅱ	2
				会計監査論Ⅱ	2	
合計		38		※6		※7

※8

- ※1 当該科目は、連携法科大学院の授業との共同開講科目である。
- ※2 この中から4単位以上の修得が必要
- ※3 この中から4単位以上の修得が必要
- ※4 この中から6単位以上の修得が必要
- ※5 専門演習Ⅰは、通年科目であることから、便宜上3年前期に4単位として記載した。
- ※6 合計14単位以上の修得が必要
- ※7 合計18単位以上の修得が必要
- ※8 上表の専門教育科目において、合計で70単位以上の修得が必要

<別紙 2 >

乙の連携コースにおける成績評価の基準

共同開講科目の授業計画は、甲と乙が共同して策定する。また、共同開講科目の授業運営と成績評価は、法科大学院側の諸規則及び基準（専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程第 27 条及びその他関連条項等）に基づき、専ら法科大学院側の教員が担当する。

○専門職大学院の試験及び成績評価に関する規程（抜粋）

（成績評価の基準）

第 27 条 成績評価の基準、評語は次のとおりとする。

判定	評語	内容(評価の目安)
合格	S	当該科目の到達目標を達成し、特に優れた学修成果を示している(100点～90点)
	A	当該科目の到達目標を達成し、優れた学修成果を示している(89点～80点)
	B	当該科目の到達目標を達成し、良好な学修成果を示している(79点～70点)
	C	当該科目の到達目標を達成し、標準的な学修成果を示している(69点～60点)
不合格	F	当該科目の到達目標を達成していない(出席不足、59点～0点)
未受験	*	当該科目について試験を受験していない

2 合格又は不合格で判定する科目については、合格をGと表示する。

3 認定した単位については、成績評価を行わずNと表示する。

GPAの算出には、次の方法を用いる。

判定	評語	GP
合格	S	4
	A	3
	B	2
	C	1
不合格	F	0
未受験	*	0

$$\left[(\text{科目で得た各 GP}) \times (\text{当該 GP の算定対象科目の単位数}) \text{ の総和} \right] \div (\text{履修した算定対象科目の合計単位数} + \text{評価が G} \cdot \text{N の合計単位数}) = \text{履修した算定対象科目の GPA}$$

- 2 前項の規定にかかわらず、法科大学院連携コース在籍者は、法学部長が任ずる指導教員の履修指導の下で、1セメスターにつき24単位まで履修登録をすることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、教職課程科目、司書課程科目、博物館学芸員課程科目及び社会教育主事課程科目の単位数は制限に含めない。ただし、第5条別表に掲げる教職課程科目のうち卒業要件に含む科目は除く。
- 4 通年講義科目の単位数は、春学期・秋学期に等分して計算する。
- 5 集中講義科目の単位数の取扱いについては、別に定める。

<別紙 4 >

乙の連携コースを修了して甲の法曹養成専攻に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

1 5年一貫型教育選抜

(1) 募集定員：5名

(2) 対象：愛知大学法学部法学科法科大学院連携コース修了予定者

(3) 実施時期：法科大学院D日程入試に合わせて実施（毎年1月ごろ）

(4) 受験資格

①愛知大学法学部法学科法科大学院連携コース在籍学生

②共同開講科目のうち一括免除対象科目※(全34単位)の単位をすべて修得する見込みであること。

(5) 選抜方法

①書類審査

- ・志望理由書（法曹を志望する理由及び自身が目指す法曹像）
- ・成績証明書
- ・卒業見込証明書

②面接試験

2 開放型選抜

当分の間、実施しない。

※一括免除対象科目は、①民法8科目（法科大学院科目は民法Ⅰ～Ⅷ、法学部科目は民法LSⅠ～LSⅧ）、②民事訴訟法2科目（法科大学院科目は民事訴訟法Ⅰ～Ⅱ、法学部科目は民事訴訟法LSⅠ～LSⅡ）、③商法2科目（法科大学院科目は商法Ⅰ～Ⅱ、法学部科目は商法LSⅠ～LSⅡ）、④憲法2科目（法科大学院科目は憲法Ⅰ～Ⅱ、法学部科目は憲法LSⅠ～LSⅡ）、⑤刑法3科目（法科大学院科目は刑法Ⅰ～Ⅲ、法学部科目は刑法LSⅠ～LSⅢ）の合計17科目34単位である。